

寒川町営さむかわテニスコート条例をここに公布する。

令和4年11月1日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第19号

寒川町営さむかわテニスコート条例

寒川町営さむかわ庭球場の設置、管理等に関する条例(平成13年寒川町条例第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、寒川町営さむかわテニスコート(以下「さむかわテニスコート」という。)の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツの振興を図り、町民の心身の健全な発達に寄与するため、さむかわテニスコートを寒川町宮山4014番地に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 さむかわテニスコートの管理は、町長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) さむかわテニスコートの利用の承認及びその取消しに関する業務
- (2) さむかわテニスコートの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、さむかわテニスコートの管理運営に関して町長が必要と認める業務

3 指定管理者の指定の手續等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年寒川町条例第18号)の定めるところによる。

(利用の承認)

第4条 さむかわテニスコートを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承

認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付けることができる。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、さむかわテニスコートの利用を承認しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) さむかわテニスコートの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、さむかわテニスコートの管理運営に支障があると認められるとき。

(利用料金)

第6条 さむかわテニスコートを利用する者(以下「利用者」という。)は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める利用料金を前納しなければならない。

- 2 前項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用承認の取消し等)

第8条 指定管理者は、さむかわテニスコートの利用の承認を受けた者が次の各号の

いずれかに該当する場合は、その利用の承認を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、さむかわテニスコートの利用が終わったときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 さむかわテニスコートの施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、直ちにこれを原形に復するか、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、さむかわテニスコートの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の寒川町営さむかわ庭球場の設置、管理等に関する条例の規定によってなされた許可等の処分その他の行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

別表(第6条関係)

施設名	利用者区分	単位	利用料金
テニスコート	町民等	1面 2時間	1,500円
	町民等以外の者	1面 2時間	2,300円
照明設備	—	1面 1時間	300円

備考

- 1 この表において「町民等」とは、町内に住所を有する者及び町内の事業所等に勤務する者をいう。
- 2 さむかわテニスコートを次に掲げる各号のいずれかで利用する場合は、この表に定める利用料金にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。
 - (1) 利用者が営利を目的とし、かつ、参加料等を徴収する場合 30
 - (2) 利用者が営利を目的とし、かつ、参加料等を徴収しない場合 5
 - (3) 利用者が営利を目的とせず、かつ、参加料等を徴収する場合 2